

日本行政書士会連合会会務執行規則

(目的)

第1条 この規則は、日本行政書士会連合会会則第12条の2の規定に基づき、役員等の会務執行に関し、その適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び委員の意義)

第2条 この規則において役員とは、会長、副会長、理事及び監事をいう。

2 この規則において委員とは、部長及び委員長(次長、副委員長を含む。)並びに部員、委員をいう。

(会務執行の準拠)

第3条 役員及び委員の会務の執行については、法令及び会則で定めるもののほか、この規則で定めるところによる。

(会務執行の理念)

第4条 役員及び委員の会務の執行に当たっては、公正に会務を運営するとともに、合理的かつ能率的に業務を遂行することに努め、もって行政書士法及び会則に定める本会の目的の達成を図らなければならない。

(役員及び委員の責務)

第5条 役員及び委員は、法令及び会則並びに総会の議決を遵守し、適正にその職務を遂行しなければならない。又職務の遂行に当たり又はそれに関連して、反社会的行為を行ってはならない。

2 会則第53条の14に規定する登録委員会に所属する役員及び委員は、国家公務員に準じた規律に服さなければならない。

3 第1項の規定は、専門員に準用する。

(役員等の守秘義務)

第6条 役員及び委員は、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。役員又は委員でなくなった後においても同様とする。

2 前項の規定は、専門員に準用する。

第2章 執行機関

(副会長の職務)

第7条 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐する。

2 会長が副会長の担当部門を指定したときは、副会長は、その担当に係る部長及び委員長に対し、会務の執行について、指導及び助言をする。

3 会則第10条第2項の規定により副会長が会

長の職務を代理し、又は代行する場合には、あらかじめ会長の定めた順序により代理し、又は代行するものとする。

(専務理事の職務)

第8条 専務理事は、会長の命を受け、次に掲げる事項を行うとともに、会務の執行を掌理する。

一 部会、委員会等に出席し、状況の把握と連絡調整を行うこと。

二 理事会、常任理事会及び正副会長会における議案、協議事項又は報告事項に関し、部や委員会に属しない案件について、提案や説明を行うこと。

三 理事会等において呈せられた疑義や要望等について、調査研究と報告を行うこと。

四 部や委員会と連携して、関係省庁、士業団体、友誼団体、マスコミ等との情報交換や折衝を行うこと。

五 総務部と連携し、本会事務局による事務処理に関連する執務を行うこと。

2 専務理事は、前項に掲げる職務を行うほか、原則として登録委員会の構成員となり、その業務を行う。専務理事が2名置かれている場合は、いずれか一方の専務理事が、これに当たる。

(部長及び委員長の職務)

第9条 部長及び委員長は、会長の命を受け、それぞれ部及び委員会の業務を掌理し、当該部又は委員会の所掌に属する事項について、会長に報告し、建議し、及び会長の諮問に答申する。

(名誉会長等)

第10条 名誉会長、顧問及び相談役(以下「名誉会長等」という。)は、本会の業務の執行について助言し、かつ会長が要請した各種会議に出席して意見を述べることができる。

(役員等に関する規定の準用)

第11条 第5条第1項及び第6条第1項の規定は、名誉会長等について準用する。

附 則

この規則は、平成18年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、会則の認可の日(平成19年7月2日)から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月23日から施行する。